

令和 8 年度大牟田市 SNS を活用した子ども・子育て情報発信業務委託仕様書

1.業務名

大牟田市SNSを活用した子ども・子育て情報発信業務

2.業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3.業務の目的

本業務は、多くの子育て家庭が利用しているSNSを活用して本市の子ども・子育て支援情報等を発信することで、本市や地域等が実施している様々な子ども・子育てに関する取組が子育て家庭をはじめとした様々な人に伝わり、子育てに対するポジティブな気持ちや子ども・子育てを応援する機運が醸成され、本市での子育てに幸せや楽しさを実感する市民が増えていくことを目的として実施する。

4.実施方針

運用するSNSはInstagramとする。

行政情報のお知らせのみではなく、「3.業務の目的」のとおり、本市や地域等が実施している様々な子ども・子育てに関する取組について情報発信を行うこと。

5.業務の概要

本業務の目的の達成に向けて、以下の業務を遂行すること。

(1) アカウントの開設・管理・運用

- ① Instagramアカウントの開設・管理・運用を行うこと。アカウント及びプロフィールアイコンは本市と協議の上決定する。
- ② アカウント及び投稿の閲覧・拡散状況について、本業務の受託以降、原則毎月10日までに前月分を報告すること。
- ③ 日々の投稿へのフォロワー等のリアクションを踏まえ、下記項目について分析を行い、随時報告すること。
 - ・ ターゲット層(子育て家庭(主に未就学児～小学生))が求めている情報
 - ・ ターゲット層への効果的な発信手法
- ④ 誤情報の拡散、不適切なコメントへの対応その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに本市に報告し、協議の上対応すること。
- ⑤ 上記のほか随時メール、電話等で本市とやりとりを行い、アカウントの適切な管理運用に努めること。

(2) 情報発信

ターゲットである子育て家庭に向けた効果的な方法で、本市の子育てに関する情報発信を行うこと。掲載情報に関する取材や必要な画像・写真・動画等の撮影・編集は受託者が担うこと。施設や個人に対し掲載許可・確認が必要な場合は受託者が取得し、個人情報の管理等に留意すること。本市の子育て支援制度に関するロゴマーク等の既存データは、本市より提供する。なお、投稿内容については事前に本市に共有し、了承を得ること。

- ① フィード投稿は月5回以上(目安として週1回以上のペース)行うこと。投稿後はストーリーズ等も活用し、閲覧数の最大化を図ること。なお、月5回のうち1回以上は、本市が提

供する情報や画像等をもとに記事を編集して投稿すること。

- ② リール投稿は月2回以上行い、新規フォロワーの獲得に努めること。
- ③ 投稿スケジュールについて提案すること。アカウントの開設後、速やかに投稿できるようなスケジュールとすること。
- ④ 提案にあたっては、フォロワー数、エンゲージメント率等の数値目標(KPI)を設定し、提示すること。なお、KPIについては契約後、実績を踏まえて本市と協議の上、見直すことができるものとする。
- ⑤ フィード、ストーリーズ、リール動画のそれぞれの投稿手法を活用したより効果的な投稿企画がある場合は、提案の上、実施すること。
- ⑥ 投稿内容は、子育て家庭(主に未就学児～小学生まで)をメインターゲットとして、以下のテーマを参考に提案すること。また、より効果的な内容があれば積極的に提案すること。
 - ・ 本市が実施している子育て支援
 - ・ 本市内で地域や企業等が実施している子育て支援
 - ・ 子どもと楽しめる本市内で実施されるイベント
 - ・ 本市内(もしくは近郊)の子連れおでかけスポット
- ⑦ 本市が「子育てしやすいまち」という印象につながるよう、親しみやすいような投稿のトーンを意識し、作成すること。

(3) アカウントの広報(認知度向上のための企画)

アカウントの認知度向上を図るため、以下の企画を提案の上、実施すること。また、より効果的な内容があれば積極的に提案すること。企画実施にあたっては、事前に本市の承認を得ること。実施した企画ごとにその効果を報告すること。

- ① インフルエンサーとのタイアップ企画
子育てに関する情報発信を行っているインフルエンサーや子育て家庭の認知度が高いインフルエンサーアカウントによるPR投稿を企画し、実施すること。
- ② 子育て家庭参加型企画
子育て家庭が参加でき、フォロワー数の増加やエンゲージメント向上につながる企画(ハッシュタグ企画やプレゼント企画等)を提案の上、実施すること。実施にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法その他関連法令を遵守すること。フォロー、リポスト、コメント等の見返りとして現金又は現金に相当する景品を提供することは禁止とする。また、抽選方法、参加資格、当選者への景品送付方法等の参加条件を明確にし、参加者に分かりやすく周知すること。
- ③ 本アカウントの広報
SNS、ウェブメディア等、受注者の媒体やネットワークを活用し、本アカウントに関する広報を行うこと。
- ④ 広告の配信
Instagram上の広告機能(ストーリーズ広告、リール広告等)を活用し、本アカウントの認知度向上及びフォロワー増加を目的とした広告配信を行うこと。配信にあたっては、内容、配信期間、ターゲティング設定、予算配分等について、事前に本市の承認を得ること。なお、広告出稿に係る費用は、本業務の事業費に含むものとする。

(4) 自走化支援

本市が投稿を行う際の投稿テンプレート、基本的な操作及び投稿についてのマニュアルを作成すること。また、自走化していくための支援内容について、より効果的な内容があれば積極的に提案し、実施すること。

(5) その他

- ① 投稿スケジュール、投稿内容、取材対象等を明記した業務計画表を作成し、事前に本市と協議すること。
- ② 投稿に当たっては、事前に本市の承認を受けること。本市における決裁に要する期間を考慮し、十分な余裕をもったスケジュールで投稿内容(原稿、画像等)を提出すること。
- ③ 各業務にかかる撮影、編集、運用、調査、報告等の一切の経費(交通費、宿泊、各種データ費等)は、全て事業費に含むこと。
- ④ 本市が定める「Instagram実施要領」及び「Instagram利用規約」を遵守すること。

6.業務の完了

本業務にあたっては、次のものを本市へ電子データにより提出し、市の検査を経て完了とする。

(1) 業務完了報告書

業務完了報告書については、投稿実績(投稿日、投稿内容、取材対象等)を明記するとともに、「5.業務の概要(1)アカウントの開設・管理・運用③」に掲げる報告を記載すること。

(2) 業務に伴う制作物及び記事投稿に当たって活用した写真や画像、動画データ等

(3) 投稿テンプレート及び操作・投稿マニュアル

(4) その他、市長が必要と認める書類

7.業務実施にかかる留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

受託者は、業務の遂行にあたっては本業務の実施に関して知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏れがないよう機密保持に万全を期する。また、委託業務終了後も同様とする。

なお、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び本市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第29号)を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(3) 打合せ及び連絡調整

本業務の履行期間内は原則毎月1回、本市と打合せを行うこと。打合せにおいて、仕様の確認や前月の実績報告等を行う。また、業務の実施に当たっては、本市との協議、関係者への連絡調整等が迅速に行えるよう努めること。

(4) 権利の取り扱い

本業務において、取得・撮影・編集したデータ等の著作権は本市に属するものとする。ただし、本市以外の者が元々著作権を有するものは含まないものとする。

受託者及び本市以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(5) 協議

本業務にあたり、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

8.情報公開請求について

提出された書類は、参加者に無断で本業務以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例(平成 15 年条例第 37 号)に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本業務実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第7条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定するものとする。